

# 総務委員会資料

## 平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

### 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する 条例の制定について

資料 新旧対照表（総務局分）

参考資料 新設する附属機関の概要（総務局分）

平成28年2月12日

総 務 局

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第1号 (略)					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日条例第1号 (略)				
別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関					別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
川崎市都市 ブランド推 進事業審査 委員会	都市イメージを向上し、並 びに市民の川崎への愛着及 び誇りを醸成する事業の選 定及び評価に関して調査審 議すること。	3人	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役員	委嘱 され た日 から 当該 日の 属す る年 度の 末日 まで	<新設>				
(略)					(略)				
川崎市本庁 舎等設計事 業者選定委 員会	本庁舎等の建替えに係る設 計委託を行う民間事業者の 選定に関して調査審議する こと。	5人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市職員	委嘱 され、 又は 任命 され	<新設>				

改正後					改正前				
				た 日 か ら 平 成 2 9 年 3 月 3 日 ま で					
(略)					(略)				
川崎市行財 政改革推進 委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該年度の末日まで	川崎市行財 政改革に関 する計画策 定委員会	行財政改革に関する計画の策定に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から平成28年3月31日まで
(略)					(略)				
(以下略)					(以下略)				

## 川崎市都市ブランド推進事業審査委員会の概要

### 1 趣旨

「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成28年度から、川崎市都市ブランド推進事業の選定及び評価に関して調査審議を行う「川崎市都市ブランド推進事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を新たに附属機関として設置するものです。

### 2 委員会の所掌事務

都市イメージを向上し、並びに市民の川崎への愛着及び誇りを醸成する事業の選定及び評価に関しての調査審議すること。

### 3 委員の構成・任期

#### ○構成

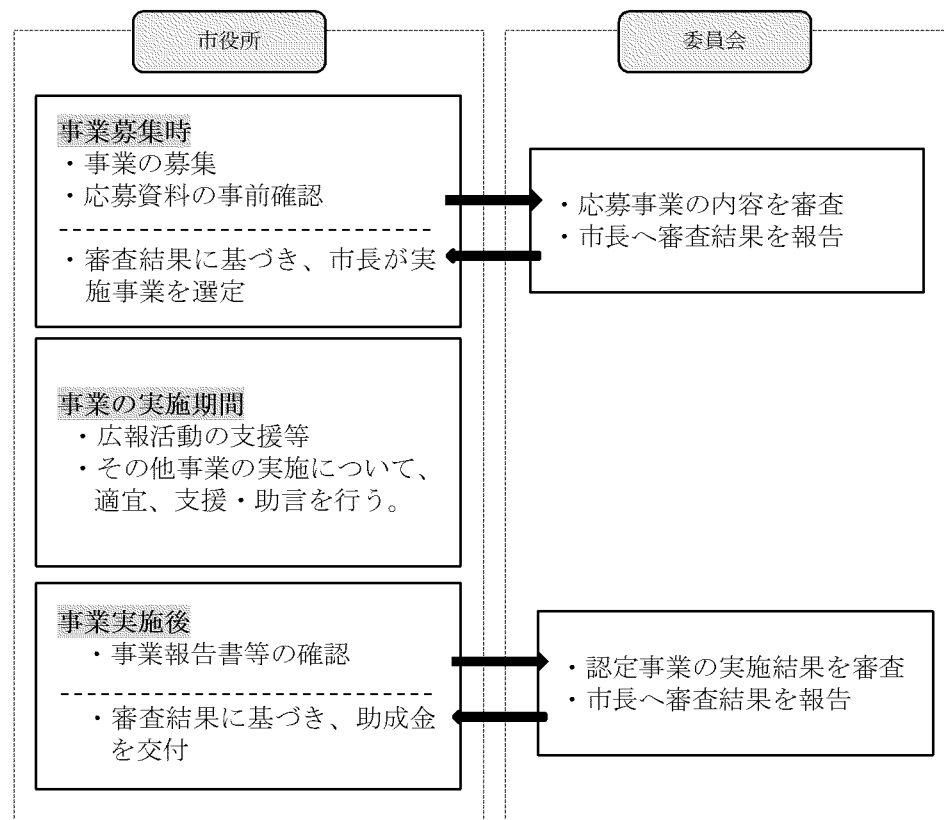
- (1) 学識経験者 2名
- (2) 関係団体の役職員 1名

多岐にわたる内容の応募事業の中から、事業内容を的確に把握し、効果的・効率的に川崎の都市ブランドを推進する事業を審査するため、広報・広告業界に豊かな見識を有する学識経験者から2名、また、応募事業者には市民活動団体が多いことから、市民活動全般に関する見識を有する関係団体の役職員から1名を委員として選任する予定です。

#### ○任期

年度ごとに事業内容を審査することを踏まえ、委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとします。

### 4 都市ブランド推進事業における委員会の役割



### 5 スケジュール

前年度				当年度												
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
翌年度事業の募集			委員会	事業実施												委員会
				・当年度実施事業の審査 ・翌年度選定事業の審査								翌年度事業の募集				

※年度半ばまでに実施が終了した事業については、年度途中で実施に関する委員会を行うこともあります。

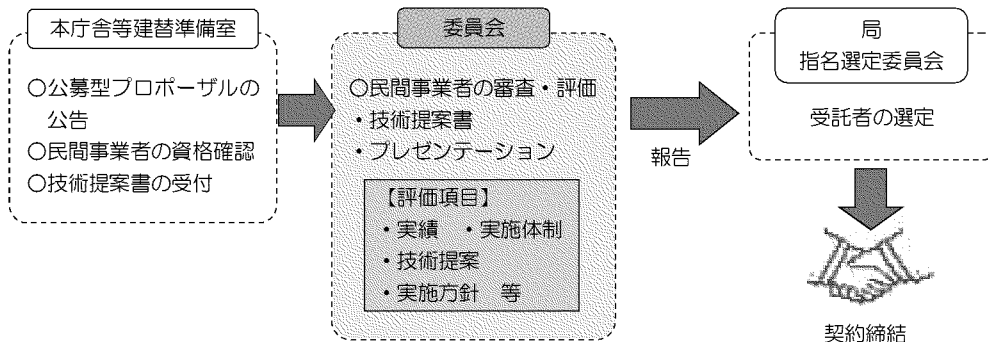
# 川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会の概要

## 1 趣旨

- 平成 28 年 1 月に策定した「本庁舎等建替基本計画」において、平成 28 年度から新本庁舎等の設計業務に着手することとしています。
- 新本庁舎の設計は、技術的に高度な業務であり、一般競争入札により単に価格だけで事業者を選定したのでは、期待した結果が得られない可能性もあるため、実績や実施体制、実施方針などのほか、低層部のデザインや空間構成等の特定のテーマに対するアイデア等を、プロジェクトに対する技術提案として、公募により複数ものから提出を受け、ヒアリングを実施した上で、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式が適していると考えています。
- また、新本庁舎は、本市初の高さ 100m を超える超高層建築物であるだけでなく、災害対策機能や議会機能など、特殊な機能を備えた建築物であるとともに、現庁舎の外観の一部復元や、低層部に交流空間を創出することなど、設計上の高度な工夫が求められることから、事業者の選定に当たっては、高い専門性を有する外部の有識者の知見を踏まえることが必要であると考えられるため、「川崎市附属機関設置条例」を改正し、本庁舎等の建替に係る設計委託を行う事業者の選定に関し調査審議する「川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)を新たに附属機関として設置するものです。

## 2 委員会の所掌事務・役割

- 公募型プロポーザルにおいて、民間事業者から技術提案書の提出を受け、ヒアリングを実施した上で、実績、実施体制、実施方針、手法等の提案内容について、評価基準に基づき審査及び評価を行います。



## 3 委員の構成・任期

### ○委員の構成(案)

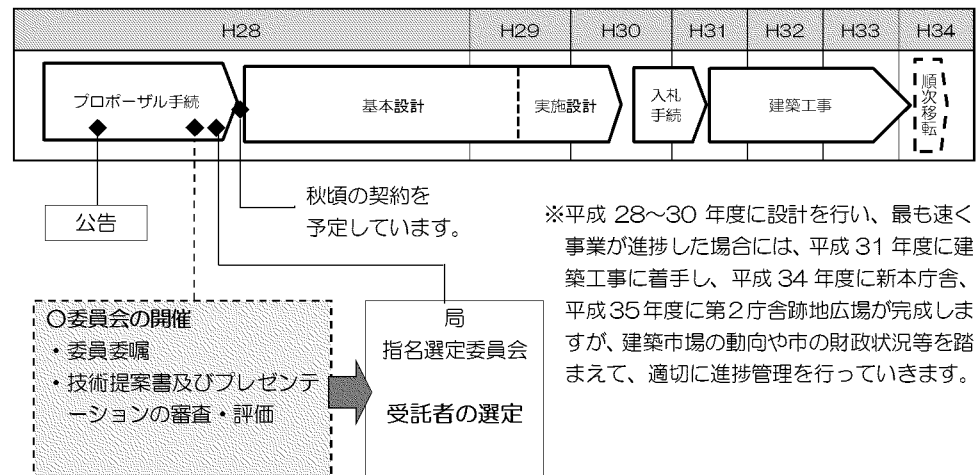
本庁舎は、単なるオフィスビルではなく都市の拠点施設でもあること、議会機能等の特殊な機能を備えた超高層建築物であること、災害対策活動の中枢拠点となる施設であることなどから、都市計画、建築、防災等の各分野の専門家に就任を依頼する予定です。また、市職員 1 名を委員に加え、庁舎の管理・運営等、使用者としての観点から評価を行います。

学識経験者	4 名	都市計画、建築、防災等の各分野の専門家
市職員	1 名	総務企画局総務部長又は本庁舎等建替準備室長(想定)

### ○任期

設計委託を行う事業者の選定に関し調査審議する委員会であるため、委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から平成 29 年 3 月 31 日までとします。

## 4 スケジュール



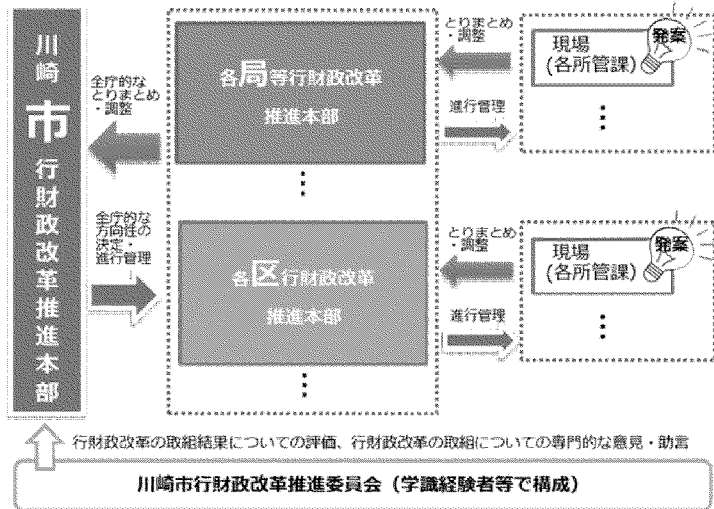
# 川崎市行財政改革推進委員会の概要

## 1 趣旨

「川崎市附属機関設置条例」を改正し、平成28年度から、市行財政改革推進本部の進行管理等の取組及び行財政改革全体の評価に関し調査審議する「川崎市行財政改革推進委員会」（以下、「委員会」という。）を新たに附属機関として設置するものです。

## 2 委員会の所掌事務

- 行財政改革の取組結果についての評価
- 行財政改革の取組についての専門的な意見・助言



## 3 委員の構成・任期

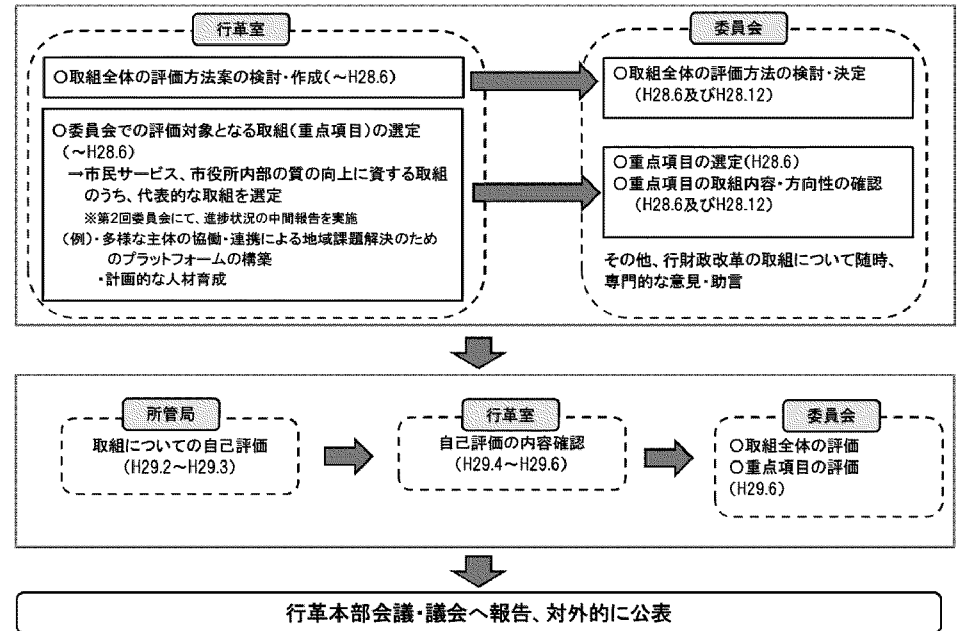
### ○委員の構成

・本委員会は、行財政改革の取組についての専門的な意見・助言や評価を行うことから、委員は学識経験者で構成します。また、人数は現行の「行財政改革に関する計画策定委員会」と同様、5人以内とします。

### ○任期

平成29年度に次期計画を策定することも踏まえ、委嘱された日から当該日の属する年度の末日までとします。

## 4 行財政改革の取組についての委員会の役割



## 5 委員会のスケジュール

平成28年度															
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」取組結果まとめ・公表				<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・行財政運営に関する改革プログラム取組結果への意見【(行財政改革に関する計画)】</li> <li>・計画、取組評価の説明</li> <li>・評価方法の検討</li> <li>・評価対象とする取組の選定</li> <li>・今後のスケジュール説明 など</li> </ul>				第2回委員会				<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法の検討、決定</li> <li>・評価対象として選定した取組の方向性の確認 など</li> </ul>			
委員任期 平成28年6月(第1回委員会開催日)～平成29年3月末															